

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

#### (3) 井田病院レストランに係る事業者の再公募及び給湯分使用水量の推計について

資料1 井田病院レストランに係る事業者の再公募について

資料2 井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について

参考資料 (令和3年2月19日修正版) 井田病院レストランに係る  
給湯分使用水量の推計について

病院局

令和3年3月29日

令和 3 年 3 月 29 日

病 院 局

## 井田病院レストランに係る事業者の再公募について

令和 3 年 2 月 1 日に公告を行った井田病院内レストラン運営事業者の募集については、一般競争入札が不調となったため、改めて次のとおり再公募を検討しております。

### 1 選定方法

事業者の多様な提案を可能とする「公募型プロポーザル方式」に変更

### 2 貸付料・光熱水費

(1) 貸付料：民法第 593 条に定める定期建物使用貸借による無償貸付とする

(2) 光熱水費：事業者の実費負担とする

### 3 貸付期間

契約の日から令和 4 年 10 月 31 日まで

### 4 仕様書等の主な変更点

(1) 営業条件の緩和（職員・一般用ともにメニューや営業方式を限定しない）

(2) 管理費用の軽減（病院設置機器の維持管理経費は病院側の負担とする）

(3) 設備投資の軽減（券売機、食器等の備品は病院側で用意する）

(4) 提案書の簡略化（提案項目を提示したうえで、様式・枚数を自由とする）

### 5 スケジュール

(1) 公募開始：令和 3 年 4 月上旬

(2) 提出期限：令和 3 年 4 月下旬

(3) 審査結果通知：令和 3 年 5 月上旬

(4) 営業開始：6 月上旬（予定）

## 川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 公募要項(案)

川崎市立井田病院(以下「井田病院」という。)における患者及び来院者へのサービス向上並びに職員の利用を目的としたレストランの運営を行う事業者(以下「レストラン運営事業者」という。)の公募及び選定について、次のとおり公募型プロポーザル方式により実施するものとします。

### 1 レストランを運営する場所

川崎市中原区井田 2-27-1 井田病院内

レストラン	ア 厨房フロア	2 階	65.0 m <sup>2</sup>
	イ 一般用レストラン	2 階	89.5 m <sup>2</sup>
	ウ 職員用レストラン	2 階	113.5 m <sup>2</sup>

### 2 営業に関する仕様等

別紙仕様書のとおり

### 3 出店方法

地方自治法(昭和 23 年法律第 205 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 169 条の 3 に基づく貸付けで、民法第 593 条に定める定期建物使用貸借により使用するものとします。

### 4 貸付期間

(1)貸付期間は、契約締結日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間とします。

### 5 公募について

#### (1)公募参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

イ 川崎市病院局契約規程(平成 17 年川崎市病院局規程第 39 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 国税又は川崎市税の未納がないこと。

- オ 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- カ 事故の場合、レストラン運営事業者の責任において即刻対応ができること。
- キ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- ケ 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方がキ又はクのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

## (2) 申込書の受付

### ア 申込みに関する注意事項

- (ア) 申込みに関する一切の費用については、申込者の負担とします。
- (イ) 申込みに際して提出した書類の返却はしません。
- (ウ) 選定にあたり必要が生じた場合、他の書類の提出を求める場合があります。
- (エ) 提出書類として示された証明書等は、いずれも発行後3か月以内のもの(複写したものは不可)とします。
- (オ) 提出書類の様式については、井田病院のホームページからダウンロードすることができます。

### イ 申込者が法人の場合の提出書類

- (ア) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 公募参加申込書」(様式第1号)
- (イ) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 事業申告書」(様式第2号)
- (ウ) 役員等氏名一覧表及び同意書(様式第3号)

川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のため使用します。

- (エ) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 提案書」  
提案書の内容については、別紙「提案書について」のとおりです。
- (オ) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)
- (カ) 代表者の印鑑証明書
- (キ) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)
- (ク) 川崎市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合)
  - a 川崎市法人市民税
  - b 固定資産税(償却資産を含む。)  
※申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出してください(未納がないこと)。  
※川崎市外に本社又は事業所がある法人の場合は、これに準じるものの写しを提出

してください。

(ケ)財務諸表の写し(直前決算2年間分)

※損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

ウ 申込者が個人の場合の提出書類

(ア)「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 公募参加申込書」(様式第1号)

(イ)「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 事業申告書」(様式第2号)

(ウ)役員等氏名一覧表及び同意書(様式第3号)

川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のため使用する。

(エ)「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 提案書」

提案書の内容については、別紙「提案書について」のとおりです。

(オ)印鑑証明書

(カ)国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)

(キ)川崎市税の納税証明書(川崎市民の方)

a 川崎市市民税

b 固定資産税(償却資産を含む。)

※直近2年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出してください(未納がないこと)。

※川崎市民以外の方は、これに準じるものの写しを提出してください。

(ク)身分証明書

破産者等でないことの証明書(本籍地の市区町村長発行)を提出してください。

(ケ)登記されていないことの証明書

※成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

(コ)確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)

エ 提出期間及び提出方法

(ア)公募参加申込書(様式第1号)

令和3年 月 日( )から令和3年 月 日( )まで。

受付時間は、午前9時から12時 及び 午後1時から午後4時まで。

なお、土曜、日曜、祝日は除きます。郵送の場合は、令和3年 月 日( )必着とします。

(イ)公募参加申込書以外の提出書類

令和3年 月 日( )から令和3年 月 日( )まで。

受付時間は、午前9時から12時 及び 午後1時から午後4時まで。

なお、土曜、日曜、祝日は除きます。郵送の場合は、令和3年 月 日( )必着と

します。

### (3)院内見学の実施

院内見学の日程については、令和3年月日( )から令和3年月日( )までの期間において、病院が指定する日時で行います。院内見学の日時は、公募参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで送信します。

### (4)仕様書等に関する質問

#### ア 提出書類

「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 質問書」(様式第4号)

※「様式第4号」は井田病院ホームページからダウンロードすること。

#### イ 提出方法

川崎市立井田病院事務局庶務課まで持参、郵送又は電子メールで送信してください。

#### ウ 提出期間

令和3年月日( )から令和3年月日( )まで。

受付時間は、午前9時から12時及び午後1時から午後4時まで。

なお、土曜、日曜、祝日は除きます。郵送の場合は、令和3年月日( )必着とします。

#### エ 回答方法

質疑内容を整理した上で、令和年月日( )までに回答書を電子メールで送信します。なお、回答書の送信先は、公募参加申込書に記載されたメールアドレスとします  
※口頭、電話による質問は受け付けません。

#### オ 注意事項

次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しません。

(ア)直接的又は間接的であることを問わず、自社又は他社の商標、商号等が表現されることにより、申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある内容の質問

(イ)直接的又は間接的であることを問わず、申込者の名称、参加者数、使用料又はその他の情報で、秘密として管理されている事項に関する質問

(ウ)本件とは無関係な事項に関する質問

(エ)申込者以外からの質問

(オ)その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問

## 6 レストラン運営事業者の選定について

本事業に係る実施体制、サービス提案等に関する提案書類を提出した者を対象として、プレゼンテーションによる審査を実施し、レストラン運営事業者を選定します。

### (1)プレゼンテーションの日時(予定)

令和3年月日( )(変更がある場合には事前に連絡を行います。)

※時間については、提案者が確定した後、速やかに事前に公募参加申込書に記載されたメールアドレスに連絡を行います。

(2)プレゼンテーションの開催場所

川崎市立井田病院2階第1・第2会議室

(3)プレゼンテーションの持ち時間

提案書説明時及び質疑応答の時間として、約 20 分を予定しています。

なお、持ち時間の内訳は、提案書説明 10 分、質疑応答 10 分とします。

(4)プレゼンテーションの方法

ア 事前に提出された書類を使用するため、当日改めて提案書類等を準備する必要はありません。

イ プレゼンテーション会場で、新たな書類等を配布することは認めません。

ウ プロジェクターの使用を許可します。使用しなくても構いません。プロジェクターを使用する場合には、使用するパソコンは提案者が準備してください。プロジェクター、スクリーン、電源、ミニ D-SUB15ピンの接続ケーブルは病院が準備します。

エ プロジェクターを使用する場合でも、投影する内容は提案書と同一であることとします。また、万一機器トラブルが発生した際には、提案書(紙媒体)によるプレゼンテーションを行ってください。

(5)出席者

出席者については、2名以内とします。(発表者については、可能な限り当該業務の主たる担当となる予定の者が行うこと。)

7 その他

(1)提案資格の喪失

提案者が、次のいずれかに該当するときは、本事業に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とします。

ア 本要項5の(1)に規定する公募参加資格に該当しないこととなったとき

イ 提出した書類に虚偽の記載があったと認められたとき

ウ その他提案に関して不正行為又は著しい不備があったと認められたとき

(2)本提案に使用する言語及び通貨

ア 言語については、必要な場合を除き、日本語を使用します。

イ 通貨については、必要な場合を除き、円を使用します。

(3)運営事業者の選定結果について

選定結果は令和3年 月 日( )までに、申込者に郵送又は電子メールにて文書で通知

します。また、選定されたレストラン運営事業者の社名及び総合評価点を、井田病院ホームページに掲載し、公表します。なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じません。

#### (4) レストラン運営事業者との協議及び契約書の作成

運営事業者の選定後、提案内容を受けて、仕様書の修正について速やかに協議をし、契約の締結を行います。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を最上位に繰り上げます。

#### 8 書類提出先・問い合わせ先

川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係(レストラン担当)

〒211-0035 川崎市中原区井田2-27-1

電話 044-766-2188(代表)

電子メールアドレス [83idasyo@city.kawasaki.jp](mailto:83idasyo@city.kawasaki.jp)

川崎市立井田病院ホームページ

URL <https://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/index.html>



## 別紙 提案書について

提案者は、次のとおり提案書類を提出してください。

### 1 提案書

提案書には、次の提案項目について提案を記載してください。様式は問いません。

	提案項目	説明
1	コンセプト	・ レストラン運営の基本的考え方 ・ 一般用レストラン及び職員用レストランの運用
2	営業日・営業時間	・ 平日、土日、休日の営業体制 ・ 1日の営業時間
3	販売品目・価格	・ 販売する品目及びその価格
4	従業員の体制・ 教育方針	・ 従業員の配置、勤務体制 ・ 従業員への教育方針、クレーム対応
5	食品の安全、 衛生管理体制	・ 食品への安全管理 ・ 清掃・生ゴミ処理・害虫駆除等の衛生管理方法
6	病院との事業連携、利 用者サービスの向上	・ 病院運営との連携及び貢献 ・ 利用者サービスの向上への考え方

### 2 提案者の概要がわかる資料（パンフレット等）

### 3 提出部数

提案書及び提案者の概要がわかる資料(パンフレット等)は各 15 部用意してください。

### 4 その他

提出書類の記載内容等について、不明な点がある場合、提案者に対して問い合わせ等を行う場合があります。

(様式第1号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 公募参加申込書

「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 公募要項」及び「川崎市立井田病院におけるレストラン運営業務仕様書」に記載された内容を全て承知し、川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者の選定に参加を申込みます。なお、本選定参加申込書は、全て事実と相違ないことを誓約します。

担当者 (連絡先)	郵便番号 住所 担当者氏名 電話番号 E-mail
--------------	---------------------------------------

受付番号

(様式第2号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 事業申告書

業務（会社）概要			
設立年月日	年 月 日		
経歴・沿革			
資本金			
従業員数	役員		名
	正社員		名
	パート・アルバイト等		名
店舗数	か所（うち川崎市内 か所）		
業務内容			
<b>過去</b> のレストラン運営実績 ※記入欄が足りない場合は、別紙（任意の様式）としても構いません			
施設名	所在地	営業年月日	営業内容
		～	
		～	
		～	
		～	

役員等氏名一覧表及び同意書

令和 年 月 日

代表者又は役員に暴力団員(又は関係者)がないことを確認するため、本書面に記載されたすべての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

社名、団体名

代表者氏名

印

ページ/全

ページ

	役職名	フリガナ氏名	生年月日(和暦)	性別	住所
1	代表者	印			
2		印			
3		印			
4		印			
5		印			
6		印			
7		印			
8		印			
9		印			
10		印			
11		印			
12		印			
13		印			
14		印			
15		印			
16		印			

(様式第4号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 質問書

1 提出枚数

\_\_\_\_\_ 枚

2 質問内容

項目	質問内容

(様式第5号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 公募参加辞退届

次の件名の公募参加申込書を提出しましたが、都合により辞退させていただきます。

件名 川崎市立井田病院のレストラン運営事業者の選定

担当者 (連絡先)	郵便番号 住所 担当者氏名 電話番号 E-mail
--------------	---------------------------------------

## 川崎市立井田病院におけるレストラン運営業務仕様書(案)

川崎市立井田病院を甲とし、レストラン運営事業者を乙とする。

### 1 貸付物件

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院内

レストラン	ア 厨房フロア 2階 65.0 m <sup>2</sup> イ 一般用レストラン 2階 89.5 m <sup>2</sup> ウ 職員用レストラン 2階 113.5 m <sup>2</sup>
レストランフロア	テーブル、椅子、ソファ、プラントボックス(甲による設置) (参考席数) ア 一般用レストラン 44席(現在コロナ対策のため24席に減少) イ 職員用レストラン 72席(現在コロナ対策のため38席に減少) ※なお、席数については、新型コロナウイルス感染症の状況によりその都度協議とする。

### 2 貸付期間

貸付期間は、契約締結日から令和4年10月31日までの期間とする。

### 3 貸付料等

#### (1) レストランの貸付料

無償での貸付とする。

#### (2) 光熱水費

乙の実費負担とし、乙の負担すべき光熱水費は次のとおりとする。

##### ア 電気料金

月末に病院職員が一般電灯、一般動力、保安電灯及び保安動力の子メーターの数値の検針を行い、それに基づき使用料金を請求することとし、算定方法は次のとおりとする。

甲が支払う月額電気料金 × 当月使用量(4系統の子メーター数値の合計)

／ 当月使用量(親メーターの数値)

##### イ 水道料金及び下水道使用料

月末に病院職員が給水及び給湯の子メーターの数値の検針を行い、それに基づき使用料金を請求することとし、算定方法は次のとおりとする。

(ア)水道料金

甲が支払う月額水道料金 × 当月水道使用量(2系統の子メーター数値の合計)  
／ 当月水道使用量(親メーターの数値)

(イ)下水道使用料

甲が支払う月額下水道使用料 × 当月下水道使用量(2系統の子メーター数値の合計)  
／ 当月下水道使用量(親メーターの数値)

※ガスについては、使用できない。

※貸付期間開始時に、甲、乙立会いのもと子メーターの数値検針を行うこととする。

(3)店舗の設置及び撤去等費用

ア 店舗の設置にかかる費用、並びに設備、備品等の更新、店舗内改装、修繕、模様替えその他、原型を変更する行為等、設置及び撤去等に伴う工事・原状回復・損害費用等は乙の負担とする。(甲が設置した設備を除く)

イ 乙が貸付期間終了期日までに原状回復の義務を履行しないときには、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができる。この場合、乙は何らの異議を申し立てることはできない。

ウ 乙は、貸付物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用は甲に請求しないものとする。

(4)管理費用

乙が負担すべき経費は次のとおりとする。

ア 貸付物件の維持・保持のために必要とする経費のほか、清掃(排水管等の清掃を含む。)、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかわる経費等、レストランの営業にかかる全ての経費

イ レストラン営業に必要な各種手続きに要する一切の費用

ウ 室内外の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用

エ 乙が設置した空調設備、照明設備、厨房設備等の日常的な維持管理、修理廃棄にかかわる費用

オ 室内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用 (※事前に甲の承認を得ること)

(5)損害賠償

ア 乙は、その責に帰すべき事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

イ アに定める場合のほか、乙は、仕様書等に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を、損害賠償額として甲に支払わなくてはならない。



ウ レストランの営業によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰すべき事由によらない場合は、乙が補償すること。

エ 甲は、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、当該レストランに係る盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこととする。なお、乙は利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに甲に報告すること。

#### 4 レストランの貸付条件(要求水準)

##### (1) 営業日及び営業時間

営業日は平日とし、営業時間は午前 10 時 30 分から午後 2 時 00 分までの 3 時間 30 分以上とする。なお、臨時的な休業日が生ずる際には、事前に甲の承認を得ること。

※上記の営業日、営業時間については、甲が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については乙と協議の上、決定する。

##### (2) 営業開始日

契約日以降速やかに営業開始を行う。開始日については、乙と協議の上、決定する。

##### (3) 売上総合計額の報告

乙は、毎月の売上総合計額の報告を、甲が認めた客観的に売上を確認できる資料を添付して行うこと。

##### (4) 施設出入口開閉時間等

レストランへの入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、甲の指示に従うこと。

##### (5) 従業員名の表示

乙は、従業員名簿を提出し、甲の確認を受けること。また、病院内に出入りする従業員に対し、身分証を携帯・表示させること。

##### (6) 店舗の設置と条件

通路幅は車椅子が十分通行可能な幅を確保して、営業をすること。また、飲食物の提供については車椅子利用者への配慮があること。

なお、内線電話は、配管配線を甲において設置する。外線電話(FAX、通信回線を含む)は、配管配線、契約手続、加入権及び費用を乙の負担により設置すること。

##### (7) 火元責任者の配置

レストランには、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、甲及び消防署から防火上の指導があった場合には、乙は適切に対処すること。

(8) 禁煙

病院敷地内は、全面禁煙となっているため、レストラン内も全面禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。

(9) 食材等の搬入・搬出

食材等の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。駐車場所及び搬入出経路は、事前に甲の指示を受けた方法によること。

(10) 食材等の仕入れ管理方法

食材等については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売商品についての契約不適合責任を負うこと。

取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努めなければならない。

また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。

(11) 営業方式

ア 一般用レストラン

利用者等の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、来院者等の利用が多いことに留意したうえで、スムーズに販売精算できる方式で営業すること。

イ 職員用レストラン

利用者等の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、利用時間が、昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売精算できる方式で営業をすること。

※上記の営業方式については、甲が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については甲と協議の上、決定する。

(12) 提供メニュー・サービス及び提供価格

レストラン利用者の増加を図るため、より高い品質で、より安価に提供できるよう努めなければならない。提供メニュー・サービス及び提供価格は、販売前に書面を提出し甲の確認を受けること。また、変更する場合は甲と協議すること。なお、メニューにはカロリー及びアレルギーに関する表示を記載すること。

メニューの設定については、次のとおりとすること。

ア 定食(日替わりを含む)、麺類、丼類、和食、洋食、中華等の食事を主たるものとする

イ 病院職員がレストラン以外で利用(テイクアウト)できる食事メニュー(弁当など)を提供すること

※上記のメニューについては、甲が設ける基準条件であり、具体的なメニュー及び提供価格の設定については、甲と協議の上、決定する。

(13) 店舗の設置、改修等にかかる事前協議

店舗の設置(設備、備品等含む)、備品等の撤去・更新、店舗内改装、修繕、模様替え等を

行う場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

また、当該作業を行う場合には、病院業務に影響が無いように配慮するとともに、作業完了後は、その完了した旨を甲に報告し、検査を受けること。

なお、原状回復については、事前協議の中で必要性を確認し、貸付期間終了期日までに行うこと。

(14) 販売を禁止するもの

院内の安全を脅かすもの、アルコール類、タバコ(電子タバコを含む)については、販売を禁止する。

(15) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て乙が行うとともに、費用も乙が負担する。また、申請・届出等の状況を甲へ報告すること。

(16) 衛生管理

自主的に食品細菌検査を実施する等、事故防止に努めること。

また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、井田病院感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて作業を行うこと。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に甲へ報告の上、甲の指示に従い、当該業務従事者への措置及び他の者への感染防止対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置にかかる費用は、乙の負担とする。

他に、商品搬入者の衛生教育も同様に徹底すること。

(17) 従業員に対する研修と勤務体制

従業員に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。

また、事前に実施する研修の内容を記した研修計画書及び実施した研修結果を記した研修報告書を甲へ提出すること。

従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。

(18) 張り紙、看板等の表示又は掲出

許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。また、張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。

(19) 廃棄物の回収

乙の営業に伴い生ずる廃棄物の回収については、甲の指示に従い、乙の負担により責任をもって行うこと。また、環境問題に配慮して適正に実施するために、常に廃棄量を把握し、廃棄物の発生を抑制するとともに、再資源化を促進するよう努めなければならない。

## (20) 緊急時の対応

事故や犯罪等、又はそれに準じる事態が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、甲に報告すること。

また、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め甲へ届け出ること。

## 5 禁止事項等

(1) 指定用途以外の使用をしないこと。

(2) 貸付財産を転貸し、または賃借権の譲渡をしないこと。

フランチャイズ方式は可能とするが、本入札の参加資格「良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。」「事故の場合、レストラン運営事業者の責任において直ちに対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。」について、フランチャイザー(本部・本部企業)及びフランチャイジー(加盟店・加盟者)の関係も含めた説明資料を提出し、甲の承認を得ること。

なお、本入札の参加者と、落札後における契約者は同一とすること。

(3) 貸付物件は、最善の注意を持って維持保存に努めること。また、貸付物件は、甲の承認を受けずに隔壁等の工作物を設けないこと。

## 6 調査協力義務

甲は、随時その使用状況を実地に調査することができ、この場合、乙は、これに協力しなければならない。

## 7 運営の評価

甲は、運営状況について、随時に評価をして改善を申し入れることができる。乙は改善の申し入れの協議に応じ、その改善に努めなければならない。

## 8 資料の提出等

乙は、甲が必要のある時は、甲の指示に従い、資料の提出又は報告をしなければならない。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

## 10 資料

(1)資料1 川崎市立井田病院の概要

(2)資料2 レストラン設備諸条件一覧表

## 川崎市立井田病院の概要

1 所在地

川崎市中原区井田 2 丁目 27 番 1 号

2 病床数

合計 383 床 { 一般病床 343 床 (HCU・CCU8 床、地域包括ケア 45 床、  
緩和ケア 23 床を含む)  
結核病床 40 床

※ただし、令和 3 年 1 月 1 日時点において、結核病床については新型コロナウイルス感染症病床として運用している。

3 診療科目

37 診療科

4 1日平均患者数 (令和 2 年 4 月～令和 3 年 2 月の実績)

外来 1 日平均 約 591 人 (参考:令和元年度 約 671 人)

入院 1 日平均 約 261 人 (参考:令和元年度 約 307 人)

5 面会時間

	一般病棟	結核病棟	緩和ケア病棟
時間	12:00～21:00	15:00～19:00	制限なし

※ただし、令和 3 年 1 月 1 日時点において、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、院内への入館や面会を一部制限している。

6 面会者数 (令和 2 年 4 月～令和 3 年 2 月の平均統計)

平日 1 日平均 約 77 人 (参考:令和元年度 約 301 人)

土日祝日 1 日平均 約 35 人 (参考:令和元年度 約 373 人)

7 従事者数 (令和 3 年 2 月時点)

1030 人(全体)

(内訳)

井田病院職員・会計年度任用職員・再任用職員 728 人

委託職員 302 人

※平日日中の勤務者数 約 605 人

## 8 レストランの運営状況

### (1) 平均販売食数（令和3年2月時点）

職員	約 73 食	（参考：令和元年度 約 89 食）
	うち弁当約 8 食	（参考：令和元年度 約 24 食）
一般	約 26 食	（参考：令和元年度 約 68 食）

### (2) 光熱水費負担（令和2年4月～令和3年2月平均）

約 92,000 円／月

### (3) 令和2年度の運営方法等

令和2年度は、川崎市病院局会計規程第94条の規定に基づき、行政財産使用許可の手法によりレストランを運営しており、使用料は同規程第98条の規定により免除している。

## レストラン設備諸条件一覧表

設備	内 容
建 築	<p>1 仕上材:レストラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床:ビニル床タイル4</li> <li>・巾木:木製巾木</li> <li>・壁:ビニルクロス1</li> <li>・天井:ビニルクロス1</li> <li>・天井高:2,800mm</li> </ul> <p>2 仕上材:厨房</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床:塗床E</li> <li>・巾木:床材立上</li> <li>・壁:化粧ケイカル板</li> <li>・天井:NAD</li> <li>・天井高:2,500mm</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャッター:有(防火シャッター)</li> <li>・内装制限:有</li> <li>・平面積:レストランフロア 203㎡、厨房(事務室等含む) 65㎡</li> <li>・その他:外部屋上緑化有、オーニング有</li> </ul>
電 気	<p>1 電灯・コンセント</p> <p>1相3線 200/100V 20KVA 電力量計・有</p> <p>①商用電源</p> <p>主幹ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3P225AF/125AT × 1回線</li> </ul> <p>分岐ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯 200V 50AF/20AT × 6回路</li> <li>100V 50AF/20AT × 4回路</li> <li>・コンセント 200V 50AF/20AT × 6回路</li> <li>100V 50AF/20AT × 22回路</li> </ul> <p>②発電機電源</p> <p>主幹ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3P 50AF/ 50AT × 1回線</li> </ul> <p>分岐ブレーカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯 200V 50AF/20AT × 4回路</li> <li>100V 50AT/20AT × 2回路</li> <li>・コンセント 100V 50AT/20AT × 12回路</li> </ul> <p>2 低圧動力</p> <p>3相3線 200V 100KVA 電力量計・有</p>



電 気	<p>①商用電源 主幹ブレーカ ・3P400AF/350AT × 2回線 分岐ブレーカ ・100AF/75AT × 2回路 ・50AF/40AT × 2回路 ・50AF/30AT × 3回路 ・50AF/20AT × 7回路</p> <p>②発電機電源 主幹ブレーカ ・3P 50AF/ 30AT × 1回線 分岐ブレーカ ・50AF/20AT × 3回路</p> <p>・TV・電話・照明等に関しては、病院見学時に説明しますので、その際に御確認下さい。</p>
空 調	<p>空調概要</p> <p>・レストラン 個別空調(台数・冷暖房能力など) 冷暖フリー形 ヒートポンプパッケージ 室外機 80kW×1台 室内機=天井埋込ダクト型 14kW×3台+天井埋込ダクト型 11.2kW×3台)</p> <p>・厨房 個別空調(台数・冷暖房能力など) 冷暖フリー形 ヒートポンプパッケージ 室外機 45kW×1台 室内機=天井埋込ダクト型 14kW×3台)</p> <p>・全熱交換機(換気用) 全熱交換器 540CMH×3台+560CMH×3台 ・全館空調設備 無し ・冷蔵庫・冷凍庫等の設備別途 ・その他 フード(衛生関係に表記)</p>
衛 生	<p>・給水・給湯・排水設備及び簡易自動消火設備については、図面を別途参加申込者に配布します。</p>

令和3年3月29日  
病 院 局

## 井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について

井田病院レストランに係る給湯分使用水量について、推計の精度を高めるため、次のとおり定量的な分析が可能な追加調査を行いましたので、その結果とともに、見直した推計値について報告いたします。

### 1 追加調査の概要

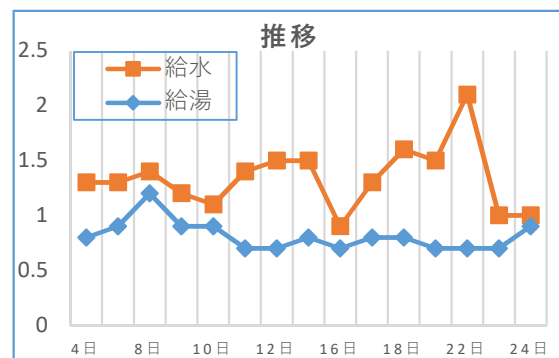
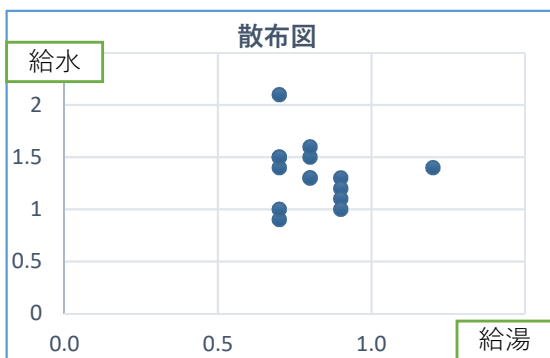
- (1) 調査項目 給水及び給湯分使用水量
- (2) 調査期間 令和3年3月4日～24日
- (3) 分析手法 給水及び給湯分使用水量に関する相関分析

### 2 調査結果

相関係数は、 $-0.1560$  となり、給水と給湯の使用水量には相関がありませんでした。

	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日	15日	16日	17日	18日	19日	22日	23日	24日
給湯	0.8	0.9	1.2	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.9
給水	1.3	1.3	1.4	1.2	1.1	1.4	1.5	1.5	0.9	1.3	1.6	1.5	2.1	1.0	1.0

	中央値	最大値	最小値	範囲	最頻値	平均値	相関係数
給湯	0.8	1.2	0.7	0.5	0.7	0.81	-0.1560
給水	1.3	2.1	0.9	1.2	1.3	1.34	



### 3 給湯分使用水量の推計値について

- (1) 平成24年5月～平成30年3月

過去分の給湯分使用水量の推計値は、給水の比率を用いずに推計することとしました。

ア 2月10日推計値  $1,735.11 \text{ m}^3$

$$\left( \begin{array}{cccc} \text{平日1日平均} & \text{営業日数} & \text{土日祝日1日平均} & \text{営業日数} \\ 1.02 \text{ m}^3 & \times 1,443 \text{ 日} & + 0.39 \text{ m}^3 & \times 675 \text{ 日} \end{array} \right)$$

イ 今回の推計値 1,990.92 m<sup>3</sup>

令和2年12月17日から令和3年3月24日まで給湯分使用水量を実測した結果、1日あたり使用水量は、平均0.94m<sup>3</sup>となったことから、推計値に反映しました。

$$\left( \begin{array}{cc} \text{1日平均} & \text{営業日数} \\ 0.94 \text{ m}^3 & \times \text{ 2,118 日} \end{array} \right) \quad 255.81 \text{ m}^3 \text{増加しました。}$$

(2) 平成30年4月～令和2年10月

ア 2月10日推計値 640.56 m<sup>3</sup>

$$\left( \begin{array}{cc} \text{1日平均} & \text{営業日数} \\ 1.02 \text{ m}^3 & \times \text{ 628 日} \end{array} \right)$$

イ 今回の推計値 590.32 m<sup>3</sup>

$$\left( \begin{array}{cc} \text{1日平均} & \text{営業日数} \\ 0.94 \text{ m}^3 & \times \text{ 628 日} \end{array} \right) \quad 50.24 \text{ m}^3 \text{減少しました。}$$

#### 4 給湯分上下水道料金の額

(1) 平成24年5月～平成30年3月

	当初算定額	推計値に基づく算定額	過大に算定した額
(2月10日推計値)	( 4,181,361 円)	( 1,463,573 円)	( 2,717,788 円)
今回の推計値	4,181,361 円	1,679,303 円	2,502,058 円

215,730 円増加

(2) 平成30年4月～令和2年10月

	当初請求額	推計値に基づく請求額	返金額
(2月10日推計値)	( 1,076,872 円)	( 546,879 円)	( 529,993 円)
今回の推計値	1,076,872 円	503,983 円	572,889 円

42,896 円減少

※ 平成24年5月から平成30年3月までの過去分の光熱水費について、令和3年3月分まで36か月分(7,492,320円)を支払った場合の残債額

$$\begin{array}{rcl} \text{推計値に基づく光熱水費算定額} & \text{支払済額(見込)} & \text{残債額} \\ 8,944,504 \text{ 円} & - \quad 7,492,320 \text{ 円} & = \quad 1,452,184 \text{ 円} \end{array}$$

#### 5 今後の対応について

事業者と協議を継続し、不足する過去分の請求及び返金の手続きを行ってまいります。

井田病院レストランに係る給湯分使用水量の推計について

参考資料

1 給湯分の実測値について

- ・12月16日16時給湯の還バルブを閉め、以降1月31日まで毎日16時にメーター値を実測

12月	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
	1.1	1.1	0.0	0.0	1.4	0.6	1.1	0.8	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	
1月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	0.0	0.0	0.0	1.1	1.0	1.0	1.6	1.0	0.0	0.1	0.0	0.8	0.9	0.9	0.9	
	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	0.0	0.0	1.1	1.1	0.9	1.2	1.4	0.0	0.0	0.9	1.0	0.6	0.7	1.3	0.0	0.0

平日1日平均  
1.02 m<sup>3</sup>

2 過去分の給湯分使用水量の推計方法について

- ・給湯分の主な用途は、食器洗浄機、ゆで麺機、手洗い用洗面化粧台など
- ・「1日平均使用水量×営業日数」として推計する。
- ・平成29年度以前は土日祝日も営業しており、平日の給水分使用水量と大きく差があったため、給水分使用水量の平日と土日祝日の比率により、土日祝日の給湯分使用水量を推計した。
- ・平成24年5月から平成30年3月までの給水分使用水量の平均値は、平日1.0007m<sup>3</sup>、土日祝日0.3867m<sup>3</sup>。

$$\begin{matrix} \text{平日の給湯分使用水量} & & \text{土日祝日の給水分使用水量} & & \text{平日の給水分使用水量} \\ 1.02 \text{ m}^3 & \times & 0.3867 \text{ m}^3 & / & 1.0007 \text{ m}^3 \end{matrix} = \begin{matrix} \text{土日祝日1日平均} \\ 0.39 \text{ m}^3 \end{matrix}$$

3 給湯分使用水量の推計値について

・平成24年5月～平成30年3月

$$\begin{matrix} \text{当初算定値} & & \text{推計値} & & \text{過大に算定した水量} \\ 4,958.00 \text{ m}^3 & - & 1,735.11 \text{ m}^3 & = & 3,222.89 \text{ m}^3 \end{matrix}$$

（平日1日平均 1.02 m<sup>3</sup> × 営業日数 1,443 日 + 土日祝日1日平均 0.39 m<sup>3</sup> × 営業日数 675 日）

・平成30年4月～令和2年10月

$$\begin{matrix} \text{当初算定値} & & \text{推計値} & & \text{過大に算定した水量} \\ 1,262.00 \text{ m}^3 & - & 640.56 \text{ m}^3 & = & 621.44 \text{ m}^3 \end{matrix}$$

（平日1日平均 1.02 m<sup>3</sup> × 営業日数 628 日）

4 光熱水費について

・平成24年5月～平成30年3月	当初算定額	推計値に基づく算定額	過大に算定した額
光熱水費	11,446,562 円	8,728,774 円	2,717,788 円
（うち給湯分）	4,181,361 円	1,463,573 円	2,717,788 円
・平成30年4月～令和2年10月	当初請求額	推計値に基づく請求額	返金額
光熱水費	3,922,694 円	3,392,701 円	529,993 円
（うち給湯分）	1,076,872 円	546,879 円	529,993 円

- ・これまでの合意どおり、令和3年3月分までの36か月分（7,492,320円）を支払った場合

$$\begin{matrix} \text{推計値に基づく算定額} & & \text{支払済額（見込）} & & \text{残債額} \\ 8,728,774 \text{ 円} & - & 7,492,320 \text{ 円} & = & 1,236,454 \text{ 円} \end{matrix}$$

5 今後の対応について

給湯使用水量の推計について、事業者と合意を得るべく協議を行い、返金及び不足する過去分の請求を行ってまいります。